

岐阜県公報

目次

教育長訓令甲

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令
岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)
(同)

ページ
—

号外(三) 平成二十八年十二月一日

教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限の委任に関する規程(昭和三十七年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成二十八年十二月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年十二月一日から施行する。

平成二十八年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社